

事件から
10年

岡山・倉敷民商弾圧事件（禰屋裁判）

無実を訴え 428 日間も拘束

2014年、岡山県倉敷市にある倉敷民主商工会（民商）の事務局員・禰屋町子さんが、当時民商の会員だった建設会社（I建設）の「脱税」を手伝い、民商会員の確定申告書を作成した（税理士法違反）として起訴されました。禰屋さんは、428日間も身柄を拘束されましたが、一貫して無実を主張しています。



そもそも脱税はなかった

脱税をしたとされる I 建設には、脱税につきものの「隠し財産（たまり）」はありませんでした。弁護団が検証したところ、経理にミスはあったものの、脱税の意図はなかったこともわかりました。

税理士法は、資格のない者が税理士と偽って税務書類を作成することなどを禁止しています。禰屋さんは民商会員の税務申告のために、会計書類の数字をパソコンに打ち込んで手伝っただけです。なぜこれが犯罪となるのでしょうか。

国税庁が自主申告運動を敵視

民商は、中小業者の営業と権利を守るために活動している団体で、全国に560の組織があります。憲法のもとで導入された申告納税制度（納付すべき税額が納税者の申告により確定する）の擁護・発展をめざし、納税者の権利を守るために奮闘してきました。国税庁は長年、重税に反対し、税務行政の是正を求める納税者の運動を敵視してきました。今回の事件の本質は、民商の弱体化を狙ったものです。

増税に反対する民商を狙った弾圧

岡山地裁は、検察側の証人はすべて採用、一方、弁護側の証人は一人を除き全員却下という検察に偏った審理で、2017年、禰屋さんを有罪（懲役2年・執行猶予4年）としました。しかし、広島高裁岡山支部は2018年、有罪の証拠は違法だとして地裁判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻しました。

ところが、検察官が有罪立証計画をまともに立てられないために5年間も公判は開かませんでした。起訴がいかにくく、不当なものであったかがわかります。

また、始まった公判で、当時、捜査にあたった査察官が証言し、「脱税」の本犯とされた I 建設事務所ではパソコンを押収せずにデータをダウンロードしていますが、倉敷民商事務所では、事務所にあった8台すべてを押収しています。はじめから、増税に反対している民商を狙った捜索であったことが明らかになりました。

差し戻し後、岡山地裁には、「禰屋さんを無罪に」との署名が**30**万人分届けられています。

ぜひみなさんのご支援をお願いします。

倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす全国連絡会

〈連絡先〉〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター
日本国民救援会中央本部 電話 03-5842-5842 / FAX 03-5842-5840

私は無実です

ねや
禰屋 町子



428 日間も身柄拘束

私は自宅で寝ていたところを逮捕されました。警察の取り調べで連日、「脱税を認めろ」と言われ続けましたが、不当なデッチ上げの弾圧に抗議して黙秘しました。接見を禁止され、弁護士以外は家族にも会えませんでした。独房は暖房も冷房もないカビくさい三畳。まずい麦飯一菜一汁、お風呂は週2回15分だけ、朝から夜まで取り調べや食事以外は壁に向かって座っていることを強制されました。

裁判がはじまっても保釈にならず、428日間(1年2カ月間)も拘束されました。それでも、張れたのは、弁護士から全国での支援運動の広がりを聞いたり、宣伝カーからの激励の声が獄中まで届いたりして、「みんなに支えられているから負けられない」との思いからでした。

脱税など手伝っていません

私は民商事務局員として、法人の会員をサポートしていました。そのうちI建設など3月決算の会社は約15社、またその他の仕事もあり、I建設だけを担当していたわけではありません。警察・検察は、I建設の社長夫人(会計担当者)が「禰屋が脱税を指南した」と言っていると主張していますが、そんな事実はありません。脱税の主犯とされたI建設は、パソコンも押収されておらず、社長夫妻は1日も身柄を拘束されていません。さらに、脱税をしたなら存在するはずの「隠し財産」(たまり)はなく、元マルサ(国税査察官)の人は「たまり」がなければ脱税事案は存在せず、これは事件ですらないと言っています。

弁護団の調査でも、収益(売上)の把握(記帳)が翌期になっただけのことであり、脱税の可能性は全くないと指摘しています。

私は無罪です。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

お願い

- ① 岡山地裁への無罪を求める署名にご協力ください。
- ② 支援する会に入会してください。
- ③ 裁判支援のカンパにご協力ください。

